



# 鳥取県公報

平成 19 年 10 月 9 日 (火)  
第 7 9 3 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (853) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (854) (〃) . . . . . 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (855) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (856~859) (森林保全課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就任 (860) (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (21) (教育総務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 853 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ふなもとクリニック	鳥取市古海715-2	平成19年9月4日

## 鳥取県告示第 854 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目254	平成19年8月31日

## 鳥取県告示第 855 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画公園 3・3・1 号上灘中央公園  
倉吉都市計画公園 8・4・1 号史跡大御堂廃寺跡歴史公園
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第 856 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大塚字間ヶ谷ノ三680の1、680の2、681、野坂字弥次郎谷道ノ下750の1、字弥次郎谷道ノ上752の2、753の2、754の2、字中谷770の1から770の22まで、字上ノ谷780、781の1、781の4、782の1、782の2、高路字菅町956の2から956の23まで、字釜ヶ淵958の2から958の30まで、字宇津ノ谷959の2、959の14から959の60まで、960の2、960の13から960の66まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市大塚字祖父ヶ谷533、533の1、533の5、字宮ノ下土居568から570まで、大桝字村土居ノ一578、宮谷字岡谷549、552から556まで、字立見峠593の3、593の4、593の7、下段字中ノ谷603、606、608、616

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 857 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字大淵上1010の2、1010の9から1010の22まで、1010の24から1010の41まで

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字下小屋90(次の図に示す部分に限る。)、91から93まで、大字曹源寺字下前田335の2、字寺境内571の2、573、字高取586の1、588の1、588の2、大字加谷字向フ小保木816の9、816の14

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字曹源寺字寺境内571の2、573

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字下小屋94の1、95の1、字向下小屋182の1、大字曹源寺字真谷581、582、591の2、592の2、593、595の2、596の2、597の2、598、601の2、602の2、603の2、619の3、620の1、620の5、621の2

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 858 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字大野1521の2、1521の6、1521の9、1521の14から1521の16まで、1521の28から1521の59まで、1521の65、1521の67、1521の69、1521の71、1521の73、1521の75、1521の76、1521の89から1521の92まで、1521の99、1521の100、1521の102から1521の107まで、1521の113から1521の148まで、1521の152、1521の153、1522の1、1522の3から1522の5まで、1523、1524の1、1525の1、1525の2、1525の8、1525の12から1525の14まで、1525の16、1525の20から1525の23まで、1525の25、1525の27から1525の68まで、1525の72、1525の75から1525の81まで、1525の93、1525の95、1525の97から1525の99まで、1525の164から1525の166まで、1525の168から1525の172まで、1525の178、1525の317、1525の318、字向原1541の1から1541の3まで、1541の5から1541の18まで、1541の21、1542の3、1542の4、1542の6、1542の7、1542の9、1542の10、1542の12、1542の13、1542の21から1542の50まで、1542の56、1542の59、1542の62から1542の67まで、1542の69、1542の83から1542の85まで、1542の96から1542の99まで、1542の120、1542の155、1542の161、1544の1、1544の3、1544の10から1544の12まで、1546の1から1546の3まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 859 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字豆ヶ原1793の1、字猶原頭1794、1795の1(次の図に示す部分に限る。)、1795の13、字鉄穴林1796、字三谷上ミ平ラ1834、1835

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

する。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字ナラシ284の1、284の5、284の6、字大滝293(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字向坂56の1、61の1、大字杉谷字中谷尻266の1、267、273、274の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 860 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年10月9日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

就任した役員の氏名及び住所

理 事 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102

平成19年9月6日就任 任期 平成22年4月4日まで

---

## 教育委員会告示

**鳥取県教育委員会告示第 21 号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 19 年 10 月 9 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 19 年 10 月 12 日（金）午前 10 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成 19 年度教育表彰について
  - (2) その他